

中核市市長会議 in 秋田

(議事資料)

日 時 令和6年11月1日(金) 9時00分～10時30分
会 場 秋田キャッスルホテル 4階「放光の間」

< 目 次 >

議 事

- (1) 令和6年度プロジェクト活動報告について
 - ア 多様な人材確保・働き方検討プロジェクト P 2
 - イ 公共施設の在り方検討プロジェクト P 4
 - ウ 地域公共交通の「リ・デザイン」の実現に向けた検討プロジェクト . P 6
- (2) 税制改正要請について P 8
- (3) 中核市市長会提言等の採択について..... 別冊
 - ア 多様な人材確保及び働き方改革にかかる提言
 - イ 公共施設等の整備等に関する提言
 - ウ 地域公共交通の「リ・デザイン」の実現に向けた提言
 - エ 令和7年度税制改正に関する要請
- (4) 緊急要望について 別紙資料
- (5) 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について P 9
- (6) 指定都市市長会との連携事業について..... P 10
- (7) 地方分権改革に関する提案募集について..... P 11
- (8) 令和7年度事業計画案について..... P 18
- (9) 「中核市サミット2025in福井」の開催について..... P 20
- (10) その他 P 21

多様な人材確保・働き方検討プロジェクト 活動報告

1. 研究テーマ及び目的等について

研究 テーマ	多様な人材確保及び働き方改革の検討
目的	<p>全国的に急激に人口減少が進む現代において、地方都市が抱える「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「労働者のニーズの多様化」「進学・就職を契機とした大都市への人材流出」といった共通課題を解決するには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりが重要となる。</p> <p>これらを実現するためには、地方の人材不足解消、兼業及び副業の環境整備等による多様な人材確保及び働き方改革の推進が求められる。</p> <p>本プロジェクトでは、各市の取組みや先進自治体の事例について情報共有を図り、先進的な解決策を検討するとともに、自治体だけで解決が困難なケースにおいては、国及び経済団体等に対して必要な支援に関する提言を行うことを目的とする。</p>
内容	<p>多様な人材確保・働き方改革の推進に向け、先進的な取組みについて情報共有を図るとともに、各市の抱える課題を整理し、制度面・経済面等における効果的な支援について研究する。</p> <p>併せて、国及び経済団体に求めるべき協力・支援について取りまとめる。</p>

2. これまでの活動状況

(1) プロジェクト会議に向けた準備【4月】

- 活動計画(案)の作成
- 提言素案の基礎資料となる取組事例や課題等についてプロジェクト構成市に照会

(2) 第1回プロジェクト会議【5月22日】

- 副幹事市の選任
- 活動計画(案)の承認
- 取組事例や課題等に係る各市との意見交換

(3) 提言素案の作成【6月～8月】

- 提言(骨子案)作成、各市への照会
- 提言素案作成、各市への意見照会

(4) 多様な人材確保・働き方改革に関する勉強会の開催【8月9日】

- 全会員市を対象に、オンラインで開催 参加者:42市
 内容:「多様な人材確保及び働き方改革」にむけたプロジェクト ～女性活躍促進への取組～
 講師:株式会社 JAL エンジニアリング 久芳 珠子様、日本航空株式会社 入沢 朋子様
 内容:多様な人材確保・働き方改革に関する事例発表 ～専門性の確保に向けて～
 講師:八王子市総務部職員課 課長 石川 智也様

(5) 第2回プロジェクト会議【9月2日～9月6日】

- 開催方式:書面開催
- 活動経過、提言素案について意見交換・確定

(6)第3回プロジェクト会議に向けた準備

- 第2回プロジェクト会議での意見をもとに提言(案)を作成
- 重点項目の選定
- 提言案について、全会員市へ意見照会(10月2日~11日)

(7)第3回プロジェクト会議(10月31日)

- 提言(案)の意見交換、承認

3. 提言(案)の概要

- 2つの柱、10の分野、20の項目により構成。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 地方の人材不足解消に資する多様な人材確保の推進<ol style="list-style-type: none">(1)女性活躍の促進(2)外国人材の受け入れと活用(3)生涯現役雇用の推進(4)障がい者の活動推進(5)就職氷河期世代などの就業に向けた取組みの促進2 地域・業界の課題解決に向けた働き方改革・人材確保の充実・強化<ol style="list-style-type: none">(1)リスキリング機会の提供とデジタル人材の育成支援(2)働き方改革の推進と兼業・副業の環境整備(3)地方自治体における人材確保策の強化(4)介護職場における人材確保策の強化(5)地域で取り組む人材確保策の強化 |
|---|

4. 今後の活動予定

(1)中核市市長会議(11月1日)

- 提言(案)の採択

(2)国への提言活動(11月13日)

(3)経済団体への提言活動(令和7年1月下旬)

公共施設の在り方検討プロジェクト 活動経過報告

1. 研究テーマ及び目的等について

研 究 テ マ	公共サービスとしての公共施設の在り方及び事業手法についての研究
目 的	人口減少時代の公共施設の在り方について、複合化・集約化等の各市の先進的な整備・更新手法を調査するとともに、官民連携をはじめとする公共事業の手法について研究し、情報共有することを目的とする。
内 容	人口減少時代の公共施設の在り方について、求められる役割、更新（整備）の仕方、官民連携の手法等について調査、研究、構成市間での意見交換を行い、優良事例の横展開を図る。

2. これまでの活動状況

(1) 第1回プロジェクト会議（5月22日）

- 活動計画（案）の承認
- 公共施設の在り方について意見交換
（会議に先立ち、各市の取組み事例や課題等を調査）

(2) 第2回プロジェクト会議に向けた準備（6～7月）

- 各市への調査結果及び第1回プロジェクト会議の意見をもとに課題等を整理・集約
- 提言（素案）の作成

(3) 第2回プロジェクト会議（9月2日～9月6日書面開催）

- 活動経過及び今後の活動予定について
- 提言（素案）について（LoGoフォームにて意見聴取）
- その他
各市の取組、事例まとめ（第1回プロジェクト会議資料抜粋）の公開用資料を中核市市長会ウェブサイトへ掲載

(4) 勉強会（PFI/PPPに関する講演）のオンライン配信（9月12日～10月31日）

- 講師：特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会会長兼理事長 植田和男氏
内容：人口減少時代の公共施設マネジメントと官民連携
全会員市を対象に配信

(5) 第3回プロジェクト会議に向けた準備（9～10月）

- 第2回プロジェクト会議後の意見をもとに、提言（案）の作成
- 提言（案）について全会員市へ意見照会

(6) 第3回プロジェクト会議（10月31日）

- 提言（案）の承認

提言（案）の概要（◎は重点項目）

- 1 公共施設等の整備等に係る財政支援の拡充
 - ◎（１）学校施設環境改善交付金の拡充
 - （２）子ども・子育て支援施設整備交付金の拡充
 - （３）公立保育所整備に係る財源確保と交付対象化
 - （４）すべての自治体を対象とする公共施設のZEB化の補助制度の創設
 - ◎（５）上下水道施設に係る財源確保、補助採択基準の緩和、補助対象範囲等の拡充
 - （６）リース方式による公共施設の整備等に係る財政支援の検討
 - ◎（７）地方債制度の恒久化と拡充
- 2 PPP/PFI手法に対する支援の充実と見直し
 - （１）情報提供や適切な助言ができる体制の構築
 - （２）「ウォーターPPP」に対する柔軟な対応
- 3 規制緩和の推進
 - （１）住居専用地域における用途規制の緩和
 - （２）建築基準法の取扱いの統一
- 4 広域連携における公共施設等の整備等への支援

3. 今後の活動予定

（１）中核市市長会議（11月1日）

- 提言（案）の採択

（２）国への提言活動（11月13日）

地域公共交通の「リ・デザイン」の実現に向けた検討プロジェクト 活動経過報告

1. 研究テーマ及び目的等について

研究 テーマ	地域公共交通の「リ・デザイン」による持続可能なまちづくりを目指し、その実現に向けた取組の検討について
目 的	<p>地方の公共交通は人口減少や車社会の進展等に加え、コロナ禍の影響で交通事業者の経営が悪化するなど、危機に直面している。</p> <p>その中でも、バス・タクシーの運転者不足は深刻であり、それに伴い、路線バスの維持・確保やタクシーの需要に応じた供給が困難になってきている。</p> <p>国においても、令和5年6月に国土交通省の交通審議会において、『地域公共交通の「リ・デザイン」の実現に向けた新たな制度的枠組み等に関する基本的な考え方』が示されるなど、地域公共交通活性化に向けた議論が継続されている。</p> <p>これからの地域公共交通においては、交通事業者をはじめ、多様な主体と連携・協働しながら、より最適な交通ネットワークを再構築するとともに、デジタル技術を有効に活用し、新たな移動需要にも応えられる利便性・生産性の高い交通手段を創出することが求められている。</p> <p>本プロジェクトでは、地域公共交通の「リ・デザイン」による持続可能なまちづくりを目指し、その実現に向けた各市の取組や課題等を整理し、国に対しても必要な支援等に係る提言を行うことを目的とする。</p>
内 容	<p>本プロジェクトでは、各市が抱える課題、それを踏まえた取組や先進自治体の事例について情報共有を図り、解決策を模索するとともに、実現にあたっての課題や必要な国の支援等について提言をまとめる。</p>

2. これまでの活動状況

(1) 第1回プロジェクト会議に向けた準備（4～5月）

- ・活動計画(案)の作成
- ・各市の取組事例や課題等について調査

(2) 第1回プロジェクト会議（5月22日）

- ・活動計画(案)の承認
- ・各市との意見交換

(3) 提言(素案)の作成（6～7月）

- ・各市調査結果及び第1回プロジェクト会議でのご意見を踏まえ、提言(素案たたき台)作成
- ・提言(素案たたき台)に関する意見照会（6月21日～7月2日）
- ・交通政策担当課との意見交換会の実施（6月27日）
- ・提言(素案)の作成
- ・提言(素案)に関する意見照会（7月23日～8月8日）

- (4) 第2回プロジェクト会議（8月30日～9月5日）
 - ・提言(素案)及び重点項目について意見交換(書面開催)
- (5) 提言(案)の作成（9～10月）
 - ・第2回プロジェクト会議の意見を踏まえ、提言(案)を作成
 - ・提言(案)に関する意見照会（9月7日～13日）
 - ・重点項目確認票提出（国土交通省）
 - ・提言(案)について全会員市へ意見照会（10月2日～11日）
- (6) 第3回プロジェクト会議（10月31日）
 - ・提言(案)について意見交換、承認

3. 提言(案)の概要

- 1 地域公共交通の再構築・最適化
 - (1) 地域公共交通ネットワークの再構築・最適化
 - (2) 路線バス・コミュニティバスの維持・確保
- 2 交通DXの推進
 - (1) MaaS
 - (2) 自動運転
 - (3) AIオンデマンド交通
 - (4) ライドシェア
- 3 バス・タクシーの新たな担い手確保策
 - (1) 運転者の確保・育成
 - (2) 運転者の処遇改善等
- 4 その他
 - (1) 行政職員の育成
 - (2) 公共交通関係予算の拡大
 - (3) 新たな自主財源の確保

4. 今後の活動予定

- (1) 市長会議（11月1日）
 - ・提言(案)の採択
- (2) 提言活動（11月13日）
 - ・国への提言活動

【資料2】

中核市市長会「税制改正要請」について

1 「令和7年度税制改正に関する要請」の作成過程について

(1)草案作成	<ul style="list-style-type: none">・ 要請案を会員市から募集し，新規・継続・削除事項を検討・ 要請草案を取りまとめ，役員市に確認を行い作成
(2)原案作成	<ul style="list-style-type: none">・ 要請草案に対する意見を会員市から募集し，提出された意見の反映等について検討・ 役員市に確認を行った後，会員市へ原案を提示し，最終調整

2 「令和7年度税制改正に関する要請（案）」について

※「令和7年度税制改正に関する要請（案）」（別冊資料参照）

3 今後の予定について

11月1日（本日）	中核市市長会議に提案
11月13日（予定）	与党・政府関係機関への要請活動

【資料3】

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

1 会員勉強会の開催

- ・中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会
- ・開催中止（今後の方針については役員市等と協議）

2 情報提供活動の実施

- ・メールマガジンの配信（定期発信）
- ・中核市市長会パンフレットの配付
- ・提言書の配付
- ・会員市による加入の働きかけ

【資料4】

指定都市市長会との連携事業について

1 二市長会共同提言(11月19日実施予定)

「国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会共同提言」

大項目	中項目
重点提言	<ul style="list-style-type: none">●こども・子育て政策の充実●デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組の推進
通常提言	<ul style="list-style-type: none">●脱炭素社会の実現●物価高への対応に要する財政措置等●地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正●二市長会との定期的な協議の場の設置●地方分権・地方制度改革の一層の推進●地方税財政制度の再構築●災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

【提言先】

こども家庭庁、文部科学省、デジタル庁へ要請活動を実施予定

【参加者】

指定都市市長会 会長:神戸市 担当:新潟市

中核市市長会 会長:福島市 担当:豊中市

2 二市長会連携職員勉強会

下記の案で計画中

日時:令和7年1月下旬

場所:大阪府大阪市

テーマ:公民連携

令和6年 地方分権改革に関する提案募集への対応について

「令和6年 地方分権改革に関する提案募集」への中核市市長会としての対応については、書面協議と内閣府との事前調整により、「重点募集テーマ(デジタル化)」に関する提案1件と「その他」に関する提案2件を選定し、内閣府に提案した。

本会からの提案案件3件について、関係府省からの回答状況と今後のスケジュールを報告するものである。

1 本会提案に対する内閣府の区分について

6月24日に開催された「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」での決定により、本会からの提案は表1のとおり区分されている。この結果、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」に選定された3件について、現在検討が進められている状況である。

(表1)

	中核市市長会提案案件	内閣府区分
①	住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を可能とすること	内閣府と関係府省との間で調整を行う提案
②	学校教育法施行令第9条第2項に基づく区域外就学に係る協議の簡略化	
③	災害時において課税情報が利用できる事務の対象拡大	

2 関係府省からの回答への対応状況について

7月9日に、内閣府を通じて関係府省からの第1次回答が公表されたことを受け、会員市に意見照会を行い、「第1次回答に対する本会の見解」を7月25日に内閣府へ提出した。それを踏まえ、内閣府から、「提案に対する関係府省への再検討要請」が行われ、関係府省からの第2次回答が9月13日に公表された。

3 関係府省からの回答及び本会の見解について

関係府省からの第1次回答及び第2次回答、第1次回答に対する本会の見解は、次の提案①～③のとおりである。

提案①

住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を可能とすること

中核市市長会(提案元:西宮市)

■求める措置の具体的内容

住民票の写し等の各種証明書について、住民の利便性の向上、行政の効率化等の観点から、電子的な交付が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。



デジタル庁、総務省からの第1次回答

住民票の写し等については、主に住民票記載の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)が必要な公的機関や民間企業に提出するために、取得しているものと考えられるが、4情報については、公的機関については住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、民間企業についてはマイナンバーカードの利用により、取得が可能となっているため、これらの利用拡大を行うことにより、住民票の写し等の交付件数を削減することが可能と考えられる。



中核市市長会からの見解

第1次回答には、「住民基本台帳ネットワークシステム…マイナンバーカード…の利用拡大を行うことにより、住民票の写し等の交付件数を削減することが可能」とあるが、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能な事務は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の別表第2の下欄及び別表第4の下欄に規定されたものだけであり、利用場面が限定的であることに加え、犯罪収益移転防止法(平成19年法律第22号)に基づく本人確認においてマイナンバーカードを利用している民間企業でも、その他の手続では住民票の写し等(世帯構成員に関する情報を含む。)を求めている例があるなど、現行法令の下で住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーカードの利用拡大に係る策を講じたところで、住民票の写し等の交付件数の削減効果は限定的であると考えられる。

本提案は、こうした課題を抜本的に解消する観点から、住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付が可能となるよう所要の制度整備等を求めるものであるが、第1次回答には電子的な交付に関する具体的な見解等が全く記載されていない。交付件数が比較的多い公的な証明書の中でも、戸籍謄本等や各種税証明については電子的な交付が一部可能となるよう法令上も措置されている一方で、住民票の写し等が措置されていないのはいかなる根拠や理由によるものなのかについて説明いただくことは本提案に関する議論を行う上での前提であり、そうした説明を欠いた今回の回答は当会として到底納得のできるものではなく、畢竟、住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を求め続けるほかない。



デジタル庁、総務省からの第2次回答

まずは、官民における住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーカードの利用による住民票記載の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)のオンライン取得を促進し、住民票の写し等の交付件数の削減に取り組む。特に、既に住基ネットを利用可能となっている事務については、各機関に対し、住基ネットの利用を徹底するよう令和6年度中に通知を行う。その上で、住民票の写し等の電子的交付については、各種公的証明書における電子的交付の状況を踏まえ、改ざん防止措置の確実な実施やセキュリティの適切な確保等の技術的な課題、費用対効果等の観点を含め検討を行う。

提案②

学校教育法施行令第9条第2項に基づく区域外就学に係る協議の簡略化

中核市市長会(提案元:豊中市)

■求める措置の具体的内容

学校教育法施行令第9条第2項「市町村の教育委員会は、(中略)協議するものとする。」とあるのを、「市町村の教育委員会は、(中略)通知するものとする。ただし、家庭環境等の特別な事情により、受け入れる学校や児童・生徒への配慮の必要性がある場合は事前協議をするものとする」に改める。

DV 事案等事前協議を要する場合や万が一疑義がある場合等については、市区町村が同一ルールのもと事務処理を行えるよう、全国的に統一した事務要領・判断基準等を示されたい。



文部科学省からの第1次回答

国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負うこととされている(教育基本法第5条第3項)。義務教育段階の学校教育の実施については、第一次的には住所地の市町村に責任があり、市町村教育委員会は、学校教育法第38条及び第49条に基づき、その区域内にある学齢児童生徒を就学させるに必要な小中学校を設置しなければならないとされており、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童生徒について、学校教育法施行令第1条から第10条までに基づき、住民基本台帳をもとに学齢簿を編製し、就学校を指定する等の就学事務を行うこととされている。

区域外就学を承諾する際の市町村教育委員会への協議は、各市町村にその区域内の学齢児童生徒を就学させるのに必要な小中学校を設置する義務が課されていることを踏まえ、教育委員会の就学事務や学校の教職員配置、施設・設備の管理などに支障をきたさないよう配慮したものであり、協議がなく通知するのみでは、学校運営上混乱が生じる恐れがあるため、提案を受け入れることは難しい。

ただし、ご提案の協議に係る事務負担の軽減に向け、文書によらない簡便な方法を取ることが可能であること等について、今後周知徹底を図りたい。



中核市市長会からの見解

学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議は、各市区町村が設置者として負う義務を踏まえて、教育委員会の就学事務や教職員配置、施設・設備管理等に支障なきよう配慮されたものではあるが、その配慮条項が実務上の支障となり、多くの自治体において当該協議は形式上のやり取りとなっている実情がある。

当該協議は形骸化しており、形だけのやり取りに終始している。形骸化の影響は、教育委員会における事務の効率性だけでなく、保護者や学校に対する円滑・迅速な通知をも阻害することに繋がっている。本提案は、簡略化したやり取りを原則とすることで、形骸化で生じる支障を解消し、行政の効率化及び保護者等の利便性向上に資するもの。従前の形骸化した協議を簡略化することを示すため、また、関係機関間での解釈の統一化を図るためにも、政令改正が必要である。

なお、本提案においては、受け入れ側学校や児童・生徒への配慮が必要となる特別事情・事案等の学校運営上混乱が生じる恐れのある場合については、事前協議をするものとしているため、御省の懸念は払拭できるもの。

しかしながら、御省が示す解釈によりこちらが考える支障が解消されるのであれば、政令改正の必要はない。ただし、この場合においては、政令に「協議」という文言が残ることで、従前のとおり形式的な事務処理を続ける教育委員会が発生し、やり取りを簡略化した教育委員会の業務効率化に支障なきよう、文書にて解釈の周知徹底を図られたい。

また、本提案にある「全国的に統一した事務要領・判断基準等」については、各市区町村教育委員会が同一ルールのもと事務処理を行うことで効率化等が期待できるものであるため、解釈と併せて文書により示されたい。



文部科学省からの第2次回答

第1次回答のとおり、区域外就学を承諾する際の市町村教育委員会への協議は、各市町村にその区域内の学齢児童生徒を就学させるのに必要な小中学校を設置する義務が課されていることを踏まえ、教育委員会の就学事務や学校の教職員配置、施設・設備の管理などに支障をきたさないよう配慮したものであり、協議がなく通知のみでは、学校運営上混乱が生じる恐れがございます。実際、以下の理由から、協議がなく通知のみでは支障が生じる可能性があるという教育委員会の声もあるところ です。

- ・協議を行うことで、市町村教育委員会間で認識誤りを防ぐことができる。

- ・協議がなく通知が届くのみでは、学級編成や教職員の配置について急な対応が求められるなど、学校運営上混乱が生じる恐れがある。

- ・協議において、区域外就学の必要性を検討した結果、区域外就学を認めなかった例があり、住所地の教育委員会において必要性を十分に判断できなくなる可能性がある。

本提案の効果として、教育委員会担当者の負担軽減が期待されているところ、各自治体内において「協議」に関する手続きを簡素化することについては、文部科学省としても是非推進していきたいと考えています。学校教育法体系においては、本件にかかる事務手続きの詳細については定めていないものの、いただいた提案には「書類受付」「公印押印」「郵送代」「書類の管理経費」等の記載があり、書類を基本としたやり取りが慣例化しており、それが事務手続きの煩雑さや負担を招いているものと推察されます。このため、本提案への対応として、データ(メール)でのやり取りを推進すること、また公印付きの書面ではなくても、現在運用上実施されている「事前協議」を法令上の「協議」として差し支えないこと等について、今後周知することとしたいと考えています。(念のため申し添えると、就学事務は自治体が執行する事務であり、各自治体におけるルールに則って必要な手続きがなされるべきであることはもちろんです。)

なお、DV 事例等事前協議を要する場合や万が一疑義がある場合については、別の事務要領・判断基準等を提示することも提案いただいておりますが、事例は個別性が高く、求められる配慮や区域外就学の必要性が異なることから、基準を設けることは難しいと思われま す。また、本件事務は市町村の自治事務であるところ、無理に設けた統一的な基準の下、結果的に個別の協議の要否について市町村教育委員会間で見解が分かれる事態が生じてしまうことは、かえって現場の混乱を招き、ひいては、児童生徒の教育機会の確保に支障をきたすことになりかねないと考えます。

提案③

災害時において課税情報が利用できる事務の対象拡大

中核市市長会(提案元:大津市)

■求める措置の具体的内容

災害時に課税情報を利用する場合には、本人同意がなくとも利用できることを前提とし、合わせて課税情報が利用できる対象に、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び応急危険度判定を加えることを求める。



内閣府、総務省、国土交通省からの第1次回答

罹災証明書の交付のために行う被害認定調査に必要な限度の情報については、家屋の所有者の同意がある場合に、地方税法の守秘義務に抵触することなく利用できることとしているが、同意がない場合の取扱いとして、個別具体的な状況(被災者の被害の状況とそれに応じた迅速な被害認定調査の必要性及び緊急性、所有者の同意取得の困難さ等)に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行った上で、情報提供の可否を判断いただいた上で利用できることも併せて示している。

罹災証明書の交付については、被害認定調査において、固定資産課税台帳の情報の活用により、被災者の住所、氏名、住家の所在地等の必要な情報が得られることから、さらに固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。

被災者台帳については、「被害認定結果」や「被害認定日」を記載するものであるが、これらは固定資産課税台帳の情報の利用の有無に関わらず、被害認定調査の結果、得られる情報であり、これらが固定資産課税台帳の情報に該当するものではないことから、固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。

応急危険度判定については、外観のみで被災した建築物の危険性を判定するものであり、固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。



中核市市長会からの見解

本提案は能登半島地震の被災地において被害認定調査業務及び罹災証明書発行業務に従事した職員の意見を踏まえ、災害時における早期の対応を図る目的で行うものである。

本人同意のない課税情報の取扱いについては、被災直後の混乱した状況の中、個別具体的な状況に応じて、地方税法の守秘義務に抵触しないことを、各自治体で判断することは非常に困難であると考えられるため、災害時には本人同意がなくとも課税情報を利用できることを前提とされたい。

罹災証明書の交付については、課税情報の「家屋課税番号(家屋を認識する番号のこと)」を鍵として、罹災証明書申請者に被害認定調査の結果を容易に照合させることができ、被害認定調査から罹災証明書の交付までの期間が短縮され、正確性も増すことが期待できる。

また、被災者台帳についても同様に、当該「家屋課税番号」を鍵として、被災者台帳の記載事項に掲げられている「被害の状況」についての突合作業が迅速化され、住家が避難の必要な状況にあるのか、罹災証明書の交付状況など、被災者の置かれている状況が被災者台帳から早期にわかるようになる。

能登半島地震の被災地応急危険度判定活動では、調査母数が非常に多く、1棟当たりの調査時間は非常に短いものであった。このように、短期間での調査を求められる場合、外見で判断できない構造種別や階数、用途などに対して調査票の記載は不完全なものが多くなることから、建物の被害情報を被害認定調査と円滑に連携し迅速な罹災証明書の発行へとつなげるためにも「家屋課税番号」で統一化することは非常に有効である。



内閣府、総務省、国土交通省からの第2次回答

第1次回答のとおり、家屋の所有者の同意がない場合の具体的な取扱いは既に示しているところであり、当該取扱いをこれ以上具体化することは困難であると考え。

御指摘の家屋課税番号については、法令上明確な定義がなく、付番の目的やその使用方法は団体ごとに異なると考えられるが、固定資産課税台帳において他の課税情報と一体的に管理されている情報として、一般的には課税情報に当たるものと考えられる。

その前提に立つと、被害認定調査においては、家屋課税番号を用いて調査結果を管理することは可能であるが、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び被災建築物応急危険度判定における家屋課税番号の利用は、地方税法第22条に抵触するおそれがある。このため、これらの事務において家屋課税番号を利用する場合には、事案の重要性、緊急性等と私人の秘密保護との比較衡量を行うとともに、個別法に情報の提供の求めに係る規定を設ける必要がある。

一方、応急危険度判定や被害認定調査の結果に関する情報の紐付け等により、被災者台帳の作成を含む各事務を効率的に実施することは重要であることから、そのための方策について、関係省庁で協議のうえ、検討を進めたいと考えている。なお、第1次回答のとおり、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び応急危険度判定の実施に際しては、課税情報が必要となるものではなく、また、応急危険度判定の結果を被害認定調査に活用する場合には、例えば、家屋課税番号とは別の“通し番号”を用いて被害認定調査の対象物件と応急危険度判定の対象物件を紐付けし、かつ、課税部局において“通し番号”と家屋課税番号とを紐付けることや、建築計画概要書等を用いて建物情報を整理することなどにより、効率的に情報を管理することができると考える。

4 本会の対応と全体のスケジュールについて

地方分権改革に関する提案募集に係る本会の対応状況及び全体のスケジュールは、表2のとおりである。引き続き、内閣府と調整を行いながら、随時対応することとしている。

(表 2)

時期		国(内閣府)の対応		中核市市長会としての対応	
		重点募集テーマ	その他の提案	重点募集テーマ	その他の提案
1月	下旬				
2月	上旬	↑ 募集期間	↑	提案案件の照会(会員市へ)	提案案件の照会(会員市へ)
	中旬			提案可否に係る意向調査(会員市へ)	
3月	下旬	↓	↓	書面協議(会員市へ)	提案提出(~4/5)
	上旬			追加共同提案等の募集	
4月	中旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	提案可否に係る意向調査(会員市へ)
	下旬			追加共同提案等の募集	
5月	上旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	書面協議(会員市へ)
	中旬			追加共同提案等の募集	
6月	下旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	提案提出(~5/10)
	上旬			追加共同提案等の募集	
7月	中旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	総会にて提案提出について報告(5/22)
	下旬			追加共同提案等の募集	
8月	上旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	関係府省への検討要請
	中旬			追加共同提案等の募集	
9月	下旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	重点事項決定(有識者会議)
	上旬			追加共同提案等の募集	
10月	中旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	関係府省からの第1次回答
	下旬			追加共同提案等の募集	
11月	上旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	地方6団体への意見照会回答(⇒7/19提出)
	中旬			追加共同提案等の募集	
12月	下旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	関係府省からの第1次回答に対する本会の見解作成⇒(7/25提出)
	上旬			追加共同提案等の募集	
12月	中旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	関係府省からの第1次ヒアリング
	下旬			追加共同提案等の募集	
12月	上旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	ヒアリング状況等報告(有識者会議)
	中旬			追加共同提案等の募集	
12月	下旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	関係府省への再検討要請
	上旬			追加共同提案等の募集	
12月	中旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	中核市市長会議で状況報告
	下旬			追加共同提案等の募集	
12月	上旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	関係府省からの第2次ヒアリング
	中旬			追加共同提案等の募集	
12月	下旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	内閣府と調整し、随時対応
	上旬			追加共同提案等の募集	
12月	中旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	中核市市長会議で状況報告
	下旬			追加共同提案等の募集	
12月	上旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	対応方針案了承(有識者会議)
	中旬			追加共同提案等の募集	
12月	下旬	↓	↓	追加共同提案等の募集	対応方針決定(推進本部・閣議)
	上旬			追加共同提案等の募集	

令和7年度 事業計画案について

1 市長出席会議等

- (1) 中核市市長会議
- ・中核市市長会総会 【5月23日(金)(調整中)】
 - ・中核市市長会議 【8月】
- ※ただし、市長間で協議すべき特段の案件がない場合は開催しない。
- ・中核市市長会議 【福井市 10月31日(金)】
- (2) プロジェクト会議 【3回程度開催(総会・市長会議の同日又は前日)】
- (3) 中核市サミット 2025 in 福井 【福井市 10月30日(木)】
- (4) 総務大臣と中核市市長との懇談会 【8月(市長会議同日)】 <役員市、発言市等>
- (5) 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会
- ・世話役議員と役員市長との懇談会 【8月(市長会議同日)】 <役員市、担当市>
 - ・会員勉強会 【11月】
- (6) 役員市長会議 【4回程度開催(総会・市長会議同日及び令和8年1月)】 <役員市>
- (7) 国及び関係機関に対する提言活動 <役員市、担当市>
- ・国の施策及び予算に関する提言 【5月23日(金)(調整中)】
 - ・プロジェクト提言 【11月】
 - ・税制改正要請 【11月】
 - ・国に対する緊急的な提言等 【随時】

2 関係団体との連携

- (1) 指定都市市長会との連携
- ・二市長会連携担当市長会議 <担当市>
 - ・会長・連携担当市長会議 <会長市、担当市>
 - ・二市長会連携事業職員勉強会
- (2) 全国市長会等との連携 【随時】

※ < > で出席市等を記載している会議以外は全市対象

※ 開催地の記載のない行事は全て東京開催

【令和7年度 主な会議等の予定】

	市長出席会議等
4月	
5月	総会、プロジェクト会議（23日（調整中））
6月	
7月	
8月	総務大臣と中核市市長との懇談会、中核市市長会議、プロジェクト会議
9月	
10月	中核市サミット 2025 in 福井、プロジェクト会議（福井市 30日） 中核市市長会議 in 福井（福井市 31日）
11月	国会議員の会勉強会
12月	
1月	
2月	
3月	

※ 全市又は希望する会員市が出席対象となる会議のみ抜粋

【資料7】

「中核市サミット2025 in 福井」の開催について

- 1 開催日 : 令和7年10月30日(木)～10月31日(金)
- 2 開催場所 : フェニックス・プラザ ほか
- 3 開催内容(案)

日程	内容
1日目	○プロジェクト会議 ○中核市サミット ・基調講演 ・パネルディスカッション ほか ○レセプション
2日目	○中核市市長会議 ○行政視察



【春】足羽川の桜並木



【夏】一乗谷朝倉氏遺跡



【秋】養浩館庭園



【冬】福井駅の恐竜モニュメント

中核市市長会役員任期一覧

地域ブロック	役職	令和6年度	任期		令和7年度
—	会長	福島市長	令和7年 総会まで		就任意志照会
近畿	副会長	豊中市長	令和7年 総会まで		
北信越・東海	副会長	一宮市長	令和7年 総会まで	⇒	
北海道・東北	監事	旭川市長	令和7年 総会まで		
九州	監事	鹿児島市	令和7年 総会まで		
関東	副会長	水戸市長	令和8年 総会まで	⇒	水戸市長
中国・四国	副会長	松江市長	令和8年 総会まで	⇒	松江市長
— (会長推薦)	副会長	松山市長	令和8年 総会まで	⇒	松山市長

令和7年度 東京事務所職員体制(派遣市等)

	派遣資格等	令和6年度		令和7年度
所長	会長市職員 原則課長級相当	福島市	⇒	会長市
副所長	中核市職員 原則係長級相当	船橋市		船橋市
		川越市		東大阪市
所員	中核市職員	中核市市長会 採用職員		中核市市長会 採用職員

大規模災害における 被災団体への職員派遣について

令和6年11月1日

総務省 自治行政局 公務員部 応援派遣室



総務省

令和6年度被災市町村への職員派遣について（中長期派遣）①

令和6年度における被災市町村への職員派遣について、中核市市長会の御協力をいただき、下記表のとおり、中核市から被災市町村に職員派遣をいただきました。

派遣元	派遣先	職種
函館市	珠洲市	一般事務（支援金給付）
旭川市	七尾市	土木職
青森市	穴水町	一般事務（公費解体）
盛岡市	陸前高田市	一般事務（障害福祉業務）
盛岡市	能登町	一般事務（廃棄物）
山形市	檜葉町	土木職
山形市	金沢市	土木職
福島市	中能登町	一般事務（公費解体）
郡山市	久留米市	土木職
高崎市	金沢市	土木職
川越市	珠洲市	一般事務（公費解体）
川口市	富岡町	保健師
越谷市	富山市	土木職
柏市	浪江町	一般事務（移住推進等）

派遣元	派遣先	職種
八王子市	穴水町	土木職
横須賀市	金沢市	建築職
福井市	輪島市	土木職
福井市	珠洲市	一般事務（被災者生活再建支援）
長野市	富山市	土木職
長野市	射水市	土木職
長野市	珠洲市	一般事務（健康管理、公費解体、制度説明窓口）、土木職
岐阜市	輪島市	土木職
豊橋市	高岡市	土木職
豊橋市	中能登町	一般事務（復興計画）
岡崎市	金沢市	土木職
一宮市	高岡市	土木職
一宮市	珠洲市	一般事務（健康管理）
豊田市	能登町	土木職

令和6年度被災市町村への職員派遣について（中長期派遣）②

派遣元	派遣先	職種
吹田市	輪島市	一般事務（介護保険、障害福祉関係）、土木
高槻市	能登町	土木職
枚方市	津幡町	土木職
姫路市	金沢市	土木職
姫路市	輪島市	土木職
尼崎市	穴水町	土木職
明石市	輪島市	一般事務（土地区画整理事業）
和歌山市	能登町	一般事務（介護等保険事務）
松江市	珠洲市	一般事務（復興計画策定、公費解体）、土木職
倉敷市	珠洲市	一般事務（公費解体）
倉敷市	羽咋市	土木職
呉市	輪島市	一般事務（公費解体）
福山市	輪島市	一般事務（公費解体）、土木職

派遣元	派遣先	職種
高松市	珠洲市	一般事務（公費解体）
松山市	志賀町	一般事務（公費解体）
高知市	七尾市	土木職
高知市	志賀町	土木職
長崎市	朝倉市	一般事務（契約事務等）
長崎市	珠洲市	一般事務等（応急修理等の制度説明窓口）
大分市	金沢市	建築職
宮崎市	中能登町	土木職
鹿児島市	能登町	一般事務（廃棄物）
鹿児島市	朝倉市	一般事務（契約事務等）
鹿児島市	益城町	土木職
鹿児島市	人吉市	一般事務（新築家屋調査事務）、土木職
鹿児島市	椎葉村	土木職

職員派遣をいただいたことに改めて感謝を申し上げます。

令和7年度における被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果①

○ 概数調査の結果及び職員派遣のお願い

- 概数調査の調査結果（令和6年7月31日現在）（次ページ参照）

要望地方公共団体 **30市町村（7県）**

全国への職員派遣要望予定人数 **298名**

（技術職員186名、一般事務等112名）

- 正式な職員派遣依頼は、全国市長会を通して、11月中旬発出の予定。

⇒ 各団体におかれては、被災地方公共団体の窮状を御理解いただき、令和7年度においても、職員派遣の御検討をお願いいたします。

※ なお、上記の全国への職員派遣要望予定人数は、令和6年7月末時点の状況であるため、7月以降の災害発生状況に加えて、今後被災市区町村における職員採用等による独自の職員確保や、被災都道府県内又は被災都道府県が属する地域ブロック内からの派遣による職員確保等調整の結果により、変更となる可能性があります。

令和7年度における被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果②

○ 中長期職員派遣概数調査の概要

- 要望地方公共団体 30市町村（7県）
- 全国への職員派遣要望予定人数 298人
- 令和7年度要望数は、令和6年度比183人増加。災害別では、令和6年能登半島地震の要望が全要望の約7割を占めている。また、東日本大震災（福島県）関係も引き続き要望がなされている。技術職員及び一般事務ともに要望の多くの応援派遣を必要としており、そのうち技術職員については、特に土木職のニーズが高い。

○ 災害別要望内訳

災害名	R7人数 ※1	R6人数 ※2	増減
東日本大震災（平成23年）	69名	73名	▲4名
平成28年熊本地震	1名	3名	▲2名
平成29年7月九州北部豪雨	1名	2名	▲1名
令和2年7月豪雨	4名	7名	▲3名
熱海市伊豆山土石流災害 （令和3年）	3名	3名	±0名
令和4年8月豪雨	0名	3名	▲3名
令和4年台風14号	1名	3名	▲2名
令和5年梅雨前線豪雨等	10名	19名	▲9名
令和5年台風13号	0名	2名	▲2名
令和6年能登半島地震（※3）	209名	—	+209名
合計	298名	115名	+183名

○ 職種別要望内訳

職種名	R7人数 ※1	R6人数 ※2	増減
技術職員（4業種）	186名	56名	+130名
土木	100名	24名	+76名
建築	24名	7名	+17名
農業土木	47名	20名	+27名
林業	15名	5名	+10名
一般事務	93名	51名	+42名
機械	0名	1名	▲1名
保健師	16名	5名	+11名
その他	3名	2名	+1名
合計	298名	115名	+183名

※1 なお、上記の全国への職員派遣要望予定人数は、令和6年7月末時点の状況であるため、7月以降の災害発生状況に加えて、今後被災市区町村における職員採用等による独自の職員確保や、被災都道府県内又は被災都道府県が属する地域ブロック内からの派遣による職員確保等調整の結果により、変更となる可能性があります。

※2 令和5年11月17日時点。

※3 このほか、令和6年能登半島地震に係る被災市町から上下水道に係る要望予定人数は88名。今後、関係省庁等から各地方公共団体の事業担当課宛てに中長期派遣について協力依頼がなされる予定。

令和7年度における被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果③

○ 市区町村別要望内訳（1）

○ 福島県では、避難指示の解除に伴って、住民帰還に向けた復旧・復興事業が本格化するところであり、全国からの中長期職員派遣を必要としている。

災害名	都道府県	市町村	職種・人数	人数計※
東日本大震災（平成23年）	福島県	南相馬市	土木1名、一般事務 2名、 保健師 1名	4名
		広野町	土木 1名	1名
		楡葉町	土木 1名、一般事務 1名	2名
		富岡町	土木 6名、建築 1名、 農業土木 1名、一般事務 11名、 保健師 2名	21名
		大熊町	土木 3名、保健師 1名	4名
		双葉町	土木 2名、建築 2名、 農業土木 2名、一般事務 11名、 保健師 2名	19名
		浪江町	土木 1名、建築 1名、 一般事務 12名	14名
		飯舘村	農業土木1名、一般事務 2名 その他（保育教諭（こども園））1名	4名
			（福島県計）	（69名）

令和7年度における被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果④

○ 市区町村別要望内訳（2）

○ 石川県及び富山県では、令和6年能登半島地震に係る復旧・復興事業を担う職員が不足している状況にあり、技術職員を中心に引き続き、中長期職員派遣を必要としている。

災害名	都道府県	市町村	職種・人数	人数計※
令和6年能登半島地震	富山県	富山市	土木 2名	2名
		高岡市	土木 1名、建築 1名	2名
		氷見市	土木 5名、農業土木 3名	8名
（富山県計）				（12名）
令和6年能登半島地震	石川県	金沢市	土木 4名、建築 1名、	5名
		七尾市	土木 4名、建築 2名、 農業土木 4名、保健師 2名	12名
		輪島市	土木 10名、建築 3名、 農業土木 1名、林業 2名、 一般事務 12名、保健師 4名	32名
		珠洲市	土木 21名、建築 5名、 農業土木 9名、林業 6名、 一般事務 2名、保健師 2名	45名
		羽咋市	土木 3名、農業土木 1名、 一般事務 2名	6名
		かほく市	土木 3名、一般事務 1名	4名
		津幡町	土木 1名	1名
		内灘町	土木 4名、建築 2名 一般事務 3名	9名

令和7年度における被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果⑤

○ 市区町村別要望内訳（3）

災害名	都道府県	市町村	職種・人数	人数計※
令和6年能登半島地震	石川県	志賀町	土木 4名、農業土木 4名、 一般事務 9名	17名
		宝達志水町	農業土木 1名	1名
		中能登町	農業土木 1名、一般事務 1名	2名
		穴水町	土木 4名、農業土木 3名、 林業 3名、一般事務 3名 管理栄養士 2名、保健師 2名	17名
		能登町	土木 14名、建築 6名 農業土木 5名、林業 3名 一般事務 18名	46名
(石川県計)				(197名)
熱海市伊豆山土石流災害（令和3年）	静岡県	熱海市	土木 3名	3名
平成29年7月九州北部豪雨	福岡県	朝倉市	農業土木 1名	1名
令和5年梅雨前線豪雨等			農業土木 9名、一般事務 1名	10名
(福岡県計)				(11名)
平成28年熊本地震	熊本県	益城町	土木 1名	1名
令和2年7月豪雨		人吉市	土木 1名、一般事務 2名	3名
		球磨村	農業土木 1名	1名
(熊本県計)				(5名)
令和4年台風14号	宮崎県	諸塚村	林業 1名	1名
合計	7県	30市町村		298名

※ このほか、令和6年能登半島地震に係る被災市町から上下水道に係る要望予定人数は88名。今後、関係省庁等から各地方公共団体の事業担当課宛てに中長期派遣について協力依頼がなされる予定。

被災市区町村における現状について

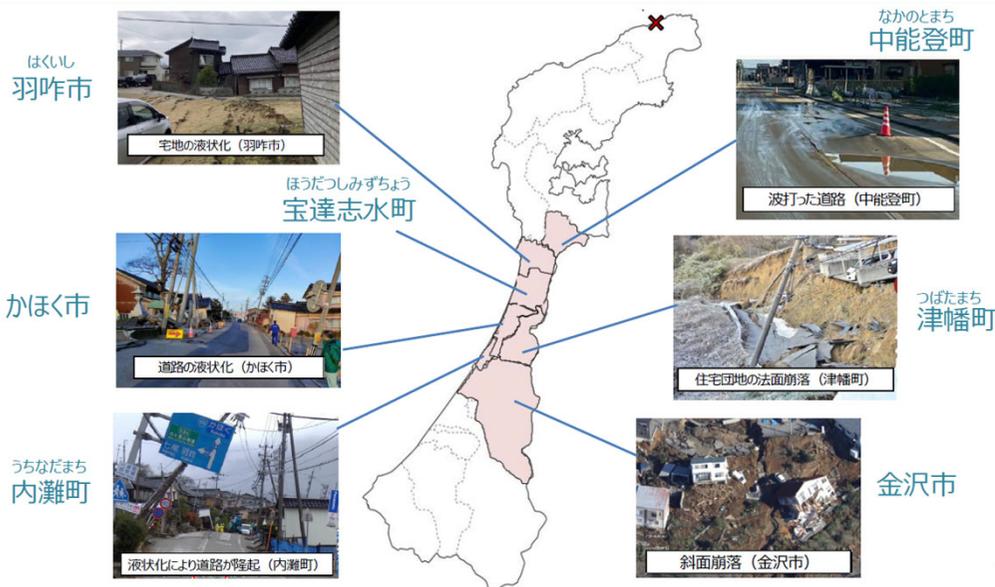
○ 被災市区町村における現状

- 被災地における現状については、9月6日（金）開催の被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣に関するオンライン説明会の石川県、富山県、熊本県及び福島県資料を御参照ください。
- 上記資料は、9月6日（金）中核市市長会東京事務所から各中核市人事担当部局宛てにお届けしています。

【資料の例】

○石川県資料

被災地の現状④



○熊本県資料

3 被災市町村の現状

- 「平成28年熊本地震」については、復旧事業は完了したものの、大規模災害時の避難、救助活動の円滑化等の確保を目的とした復興事業としての都市計画道路事業が本格化。
- 「令和2年7月豪雨」については、未だ復旧事業が完了しておらず、加えて復興事業への着手による業務増が生じている。

災害名	市町村	区分	事業内容 (主なもの)	進捗状況
平成28年熊本地震	益城町	復興	都市計画道路整備	契約率 18% 完了率 13%
	五木村	復旧	林道施設災害復旧	契約率 58% 完了率 42%
令和2年7月豪雨	球磨村	復旧	農地・農業用施設の復旧	契約率 70% 完了率 47%
	人吉市	復興	被災市街地復興 土地区画整理	契約率 77% 完了率 0%

4

○富山県資料

3.被災市の状況

- 令和5年7月豪雨の災害復旧業務が完了していない状況の中、令和6年能登半島地震による災害復旧業務が追加
- 発災当初には把握が困難だった被害や住民ニーズが新年度以降も発覚。
 - ・被災箇所の追加報告
 - ・複雑多様化する住民からの相談

これらに対応し復旧・復興を進めていくためには、専門的知識や経験を有する人員の確保が必要であるが、職員の確保が難しい状況。

中長期の職員派遣による人的支援をお願いしたい。

○福島県資料

一方で、避難指示解除域内の復旧・復興はまだ道半ばです。

例：農業の場合



復興がまだ手つかずの地域もあります



【出典】福島県農林水産部農産課農産課 (復興再開率) (令和5年度)
 ◎復興再開率 (令和5年度) = 復興指示解除 (12年12月31日) 時点

避難指示解除の時期や住民の帰還状況により、営農再開割合に差が出ており、特に帰還困難区域がある町村では営農再開が遅れているため、さらなる営農再開の加速化に向けて取り組んでいます。

【参考】 関係省庁等と連携した中長期派遣に係る調整について

○ 関係省庁等と連携した派遣調整

○ 被災地方公共団体からの中長期職員派遣要望については、関係省庁等と連携して調整。

要望	関係省庁等
上水道	国土交通省（日本水道協会）
下水道	国土交通省（日本下水道協会）
下水道（集落排水関係）	農林水産省、水産庁
下水道（浄化槽関係）	環境省
一般事務等（公費解体）	環境省
一般事務等（保健師）	厚生労働省
一般事務等（管理栄養士）	厚生労働省

※ このほか、「総務省、全国市長会及び全国町村会による被災市区町村に対する中長期の職員派遣制度」及び「復旧・復興支援技術職員派遣制度」については、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携し調整。

(参考) 総務省、全国市長会及び全国町村会による被災市町村に対する中長期の職員派遣制度

